

第12章 廃棄物

1. 概要

昭和29年、成田市が誕生した年に清掃法（現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が制定されました。昭和31年には成田市清掃条例を施行し、平成2年の改正により事業者及び非事業者の責務を明確化しました。その後、平成5年の全面改正により「成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を施行し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進しています。

ごみの排出量増加に対応して、平成2年度から、いずみ清掃工場（可燃物の焼却）において24時間運転を行っていましたが、平成24年9月末で稼働を停止し、平成24年10月1日から成田富里いずみ清掃工場（可燃物の熔融）において24時間運転を行っています。また資源の有効活用の拠点として、平成10年4月からリサイクルプラザが稼働しています。

収集体系は、市内全地区を8業者に委託、集積所方式（一部戸別収集）とし、平成24年10月1日から成田富里いずみ清掃工場の稼働に伴い、市内全域で分別区分を統一し、次のように収集・運搬・処理しています。

・可燃ごみ（週2回） ・可燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	成田富里いずみ清掃工場 24時間体制で熔融処理
・ビン、カン（月2回） ・金物、陶磁器、ガラス類（月2回） ・有害ごみ（月2回） ・不燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	リサイクルプラザ アルミ缶、スチール缶の選別、圧縮 ビンを色別（透明、茶、その他）に分別 不燃物の破碎、金属の回収、圧縮
・紙類、衣類、布類（月2回）	→	間屋に売却
・ペットボトル（月2回） ・プラスチック製容器包装（月2回）	→	容器包装リサイクル法に基づき、選別・圧縮後、再商品化事業者へ引き渡し
・廃食油（拠点回収）	→	再生利用事業者へ売却

【参考・平成24年10月1日以前】

下総・大栄を除く地区（以下、本章において「成田地区」という。）

・燃やせるごみ（週2回） ・可燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	いずみ清掃工場 24時間体制で焼却処理
・ビン、カン、ガラス（月2回） ・金物、陶磁器類（月2回） ・有害ごみ（月2回） ・不燃性粗大ごみ（申し込み制）	→	リサイクルプラザ アルミ缶、スチール缶の選別、圧縮 ビンを色別（透明、茶、その他）に分別 不燃物の破碎、金属の回収、圧縮
・ビニール、プラスチック類（週1回）	→	固形燃料化及びペレット化のため、業者に引き渡し
・廃食油（拠点回収）	→	再生利用事業者へ売却

下総・大栄地区

・可燃ごみ（週2回） ・可燃性粗大ごみ（直接搬入）	→	伊地山クリーンセンター（香取広域市町村圏事務組合）〔平成24年3月31日まで〕
・ビン・カン（月1回） ・不燃ごみ（月1回） ・不燃性粗大ごみ（直接搬入）	→	いずみ清掃工場〔平成24年4月1日から〕 伊地山粗大ごみ処理施設（香取広域市町村圏事務組合）〔平成24年3月31日まで〕
・ペットボトル（月1回）	→	リサイクルプラザ〔平成24年4月1日から〕
・廃食油（拠点回収）	→	選別・圧縮後、再商品化事業者へ引き渡し 再生利用事業者へ売却

し尿及び浄化槽汚泥については、処理量の増加に対応するため、昭和62年10月より、1日80kLの処理能力を有するし尿処理施設、成田浄化センターを稼働し処理にあたっています。

収集体系については、し尿は委託業者4社、浄化槽汚泥は許可業者10社で収集運搬しています。

2. 成田市一般廃棄物処理基本計画

近年、日本の廃棄物行政を取り巻く状況は日々変化しており、各種リサイクル法の制定や改正、企業の拡大生産者責任の理念の拡大、ダイオキシン類等の有害物質対策の強化、最終処分場のひっ迫、広域処理の展開、さらに京都議定書に伴う温室効果ガスの排出量の削減など、多くの課題を抱えています。こうした課題への対応として、限られた資源を有効活用し、恵み豊かな地球環境を将来に引き継ぐために、一般廃棄物の減量化とともに資源循環利用を促し、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

本市の一般廃棄物の処理に係る施策については、平成 20 年 3 月に策定した「成田市一般廃棄物処理基本計画」により、市町合併後の新しいごみ処理体系の構築や、新清掃工場の整備等に取り組んできたところですが、計画期間の中間時期における状況把握や計画の進捗状況に対応するため、平成 24 年度に中間見直しを行ないました。

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく市内の一般廃棄物の処理に関する事項を定めるものであり、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の 2 編で構成しています。

国の「循環型社会形成推進基本計画」及び県の「千葉県廃棄物処理計画」との整合性を踏まえて目標値を設定しており、また、「成田市新総合計画」を上位計画とし、「成田市環境基本計画」等の市の関連計画とも整合を図っています。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 20 年度を初年度、平成 29 年度を目標年度とする 10 年間としており、その間の廃棄物処理の方向性を多角的、総合的に策定するものとします。なお、今後の社会情勢の変化と関連計画との進捗状況に対応するため、概ね 5 年ごと、また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合など、随時見直しを行うものとしており、平成 24 年度に中間見直しを行いました。

(3) 基本理念

①資源循環型社会の形成に向けて

平成 12 年に施行された循環型社会形成推進基本法により、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進する基盤が確立されました。発生抑制 (Reduce) → 再使用 (Reuse) → 再生利用 (Recycle) といった 3R により、限られた資源を有効に活用する循環型社会の実現に向け、さまざまな取り組みが行われています。また、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法などのリサイクル関連法が施行、改正されました。

千葉県では、廃棄物の適正処理の確保にとどまらず、モノの循環をとおして資源が円滑に有効利用されるような、最終処分に依存しない社会の実現を目指しており、廃棄物の発生から処理のすべての過程において環境への負荷を極力低減する、「資源循環型社会」の構築を基本理念としています。

本市では、循環型社会形成推進基本法に示された優先順位、千葉県廃棄物処理計画に示された方針を踏まえて、資源循環型社会構築のため、発生した廃棄物を徹底分別し、資源ごみとしての

適正な循環的利用を推進することとします。

②協働型推進体制の形成に向けて

資源循環型社会形成のために、市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域での取り組みを促進する必要があります。

これまでの適正処理あるいはリサイクル推進に重きを置いた廃棄物処理を重視する行政から、より上流のリデュース、リユースの促進に軸足を移した資源循環型社会を重視する行政への転換が求められます。そのためには、行政主導から、市民・事業者等関係者間の協働による体制づくりにシフトしなければなりません。積極的な情報開示、参加しやすい場の設定、情報共有のための仕組みづくり、さらには具体的行動に向けた役割分担や責任の明確化など、関係者を巻き込むための協働による取り組み体制の確立を目指します。

(4) 数値目標

発生抑制・資源分別の観点から、ごみの中の潜在的な資源物を回収して再利用を促し、リサイクルを徹底させることを目標の軸としました。

①発生抑制：ごみの総排出量を平成 29 年度 49,400 t 以下に抑制します。

②排出原単位：平成 17 年度の 1,268 g/人・日に対して、平成 29 年度の排出原単位を 940 g/人・日に引き下げます。

③資源回収：平成 29 年度のリサイクル率を 28%に引き上げます。

表 12-1 「成田市一般廃棄物処理基本計画」目標値

項目	基準年度 (平成 17 年度)	現状 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)
人口	121,139 人	129,255 人	144,000 人
総排出量	56,060 t	51,705 t	49,400 t
内処分するごみ量 (溶融・埋立するごみ)	47,115 t	43,099 t	37,640 t
内資源化するごみ量 (そのまま又は選別して資源とするごみ)	8,945 t	8,606 t	11,760 t
排出原単位	1,268 g	1,093 t	940 g
内処分するごみ量	1,066 g	911 g	716 g
内資源化するごみ量	202 g	182 g	224 g
リサイクル率	25.2 %	23.4 %	28.0 %

3. 現 状

(1) ごみの排出量

平成 15 年度から平成 24 年度までのごみ排出量実績と推移は表 12-2 に示すとおりです。ごみ収集量については、平成 18 年度までは横ばい状態でしたが、平成 19 年度以降は緩やかな減少傾向となっています。

表 12-2 種類別ごみ収集量・搬入量の実績と推移

項目 \ 年度			平成 15	16	17		18		19	
					成田 地区	下総・大栄 地区	成田 地区	下総・大栄 地区	成田 地区	下総・大栄 地区
人口	行政区域内人口(人)		97,740	98,708	100,238	20,751	102,131	20,100	103,800	19,942
委託 収集 量	焼却 対象 物	年間量 (t/年)	24,896.4	24,600.5	25,048.3	2,843.7	25,342.9	2,895.7	24,999.2	2,831.3
		1 日平均量 (t/日)	68.2	67.4	68.6	7.8	69.4	7.9	68.3	7.7
		1 人 1 日平均量 (g/人/日)	698	682	684	375	680	395	658	388
	不燃 物	年間量 (t/年)	2,767.9	2,623.6	2,602.2	524.9	2,636.1	544.1	2,561.2	512.1
		1 日平均量 (t/日)	7.6	7.2	7.1	1.4	7.2	1.5	7.0	1.4
		1 人 1 日平均量 (g/人/日)	78	73	71	69	71	74	67	70
	計	年間量 (t/年)	27,664.3	27,224.1	27,650.5	3,368.6	27,979.0	3,439.8	27,560.4	3,343.4
		1 日平均量 (t/日)	75.8	74.9	75.7	9.2	76.7	9.4	75.3	9.1
		1 人 1 日平均量 (g/人/日)	775	763	756	445	751	469	725	458
許可 収集 量・直 接搬 入量	焼却 対象 物	年間量 (t/年)	18,800.0	18,997.5	18,756.7	1,996.9	18,476.5	2,046.3	18,021.8	2,126.4
		1 日平均量 (t/日)	51.5	52.0	51.4	5.5	50.6	5.6	49.2	5.8
		1 人 1 日平均量 (g/人/日)	527	527	513	263	496	279	474	291
	不燃 物	年間量 (t/年)	1,557.0	1,489.8	1,418.0	153.3	1,398.2	140.3	1,141.3	128.0
		1 日平均量 (t/日)	4.3	4.1	3.9	0.4	3.8	0.4	3.1	0.3
		1 人 1 日平均量 (g/人/日)	44	41	39	20	38	19	30	18
	計	年間量 (t/年)	20,357.0	20,487.3	20,174.7	2,150.3	19,874.7	2,186.6	19,163.1	2,254.4
		1 日平均量 (t/日)	55.8	56.1	55.3	5.9	54.5	6.0	52.4	6.2
		1 人 1 日平均量 (g/人/日)	571	569	551	284	533	298	504	309
計	焼却 対象 物	年間量 (t/年)	43,696.4	43,598.0	43,805.0	4,840.6	43,819.4	4,942.0	43,021.0	4,957.7
		1 日平均量 (t/日)	119.7	119.4	120.0	13.3	120.1	13.5	117.5	13.5
		1 人 1 日平均量 (g/人/日)	1,225	1,210	1,197	639	1,175	674	1,132	679
	不燃 物	年間量 (t/年)	4,324.9	4,113.4	4,020.2	678.2	4,034.3	684.4	3,702.5	640.1
		1 日平均量 (t/日)	11.8	11.3	11.0	1.9	11.1	1.9	10.1	1.7
		1 人 1 日平均量 (g/人/日)	121	114	110	90	108	93	97	88
合 計	年間量 (t/年)		48,021.3	47,711.4	47,825.2	5,518.9	47,853.7	5,626.4	46,723.5	5,597.8
	1 日平均量 (t/日)		131.6	130.7	131.0	15.1	131.1	15.4	127.7	15.3
	1 人 1 日平均量 (g/人/日)		1,346	1,324	1,307	729	1,284	767	1,230	767

項目 \ 年度			20		21		22		23		24
			成田 地区	下総・大栄 地区	成田 地区	下総・大栄 地区	成田 地区	下総・大栄 地区	成田 地区	下総・大栄 地区	
人口	行政区域内人口(人)		105,679	19,749	106,549	19,549	109,722	19,908	110,439	19,626	130,469
委託 収集 量	焼却 対象物	年間量 (t/年)	24,765.4	2,912.9	24,356.2	2,915.8	24,243.8	2,876.7	24,392.2	2,920.2	27,158.6
		1日平均量 (t/日)	67.9	8.0	66.7	8.0	66.4	7.9	66.6	8.0	74.4
		1人1日平均量 (g/人/日)	642	404	626	409	605	396	603	407	570
	不燃物	年間量 (t/年)	2,411.7	488.0	2,369.6	457.6	2,356.0	457.8	2,394.7	399.0	2,654.1
		1日平均量 (t/日)	6.6	1.3	6.5	1.3	6.5	1.3	6.5	1.1	7.3
		1人1日平均量 (g/人/日)	63	68	61	64	59	63	59	56	56
	計	年間量 (t/年)	27,177.1	3,400.9	26,725.8	3,373.4	26,599.8	3,334.5	26,786.9	3,319.2	29,812.7
		1日平均量 (t/日)	74.5	9.3	73.2	9.2	72.9	9.1	73.2	9.1	81.7
		1人1日平均量 (g/人/日)	705	472	687	473	664	459	663	462	626
許可 収集量・直接 搬入量	焼却 対象物	年間量 (t/年)	16,931.0	2,207.8	16,255.3	2,055.3	16,252.7	2,102.9	16,138.8	2,006.1	18,597.9
		1日平均量 (t/日)	46.4	6.0	44.5	5.6	44.5	5.8	44.1	5.5	51
		1人1日平均量 (g/人/日)	439	306	418	288	406	289	399	279	391
	不燃物	年間量 (t/年)	1,032.6	91.2	976.1	122.0	998.1	55.0	943.0	52.5	930.4
		1日平均量 (t/日)	2.8	0.2	2.7	0.3	2.7	0.2	2.6	0.1	2.5
		1人1日平均量 (g/人/日)	27	13	25	17	25	8	23	7	19
	計	年間量 (t/年)	17,963.6	2,299.0	17,231.4	2,177.3	17,250.8	2,157.9	17,081.8	2,058.6	19,528.3
		1日平均量 (t/日)	49.2	6.3	47.2	6.0	47.3	5.9	46.7	5.6	53.5
		1人1日平均量 (g/人/日)	466	319	443	305	431	297	423	287	410
計	焼却 対象物	年間量 (t/年)	41,696.4	5,120.7	40,611.5	4,971.1	40,496.5	4,979.6	40,531.0	4,926.3	45,756.5
		1日平均量 (t/日)	114.2	14.0	111.3	13.6	110.9	13.6	110.7	13.5	125.4
		1人1日平均量 (g/人/日)	1,081	710	1,044	697	1,011	685	1,003	686	961
	不燃物	年間量 (t/年)	3,444.3	579.2	3,345.7	579.6	3,354.1	512.8	3,337.7	451.5	3,584.5
		1日平均量 (t/日)	9.4	1.6	9.2	1.6	9.2	1.4	9.1	1.2	9.8
		1人1日平均量 (g/人/日)	89	80	86	81	84	71	83	63	75
合 計	年間量 (t/年)	45,140.7	5,699.9	43,957.2	5,550.7	43,850.6	5,492.4	43,868.7	5,377.8	49,341	
	1日平均量 (t/日)	123.7	15.6	120.4	15.2	120.1	15.0	119.9	14.7	135.2	
	1人1日平均量 (g/人/日)	1,170	791	1,130	778	1,095	756	1,085	749	1,036	

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量

平成14年度から平成24年度までのし尿・浄化槽汚泥処理の状況は表12-3で示すとおりです。合併により平成17年度に処理量が大きく増加していますが、概ね減少傾向を辿っています。また、平成20年度から下総・大栄地区のし尿・浄化槽汚泥を成田浄化センターへ搬入しており、1日平均の処理量が処理能力（80kL）近くにまで増加しています。し尿及び浄化槽汚泥排出量のそれぞれの実績と推移については表12-4に示すとおりです。

浄化槽法では、浄化槽を設置した場合、その管理者に対して保守点検及び清掃、また指定検査機関による法定検査を義務付けるとともに、不適正浄化槽の管理者に対しては事後指導を行っています。また県では、保守点検業者に対して「登録条例」に基づき適正な保守点検業務の実施を指導しています。

合併処理浄化槽設置の補助については、50人槽までを対象に昭和63年度から補助金制度を設け、適正な維持管理の推進に努めています。

表12-3 し尿・浄化槽汚泥処理の状況 (単位：kL)

年度	区分	収集人口（人）		収集量・処理量	1日平均 処理量
		くみ取り人口	浄化槽人口		
平成15		5,471	20,126	21,863.0	59.9
16		5,364	18,049	21,732.0	59.5
17	成田地区	3,787	16,895	20,893.0	57.2
	下総・大栄地区	2,258	18,038	9,066.0	24.8
18	成田地区	3,539	13,598	21,504.0	58.9
	下総・大栄地区	2,181	17,917	8,995.0	24.6
19	成田地区	3,534	12,601	20,241.0	55.4
	下総・大栄地区	2,098	19,735	8,649.0	23.7
20		5,569	31,842	29,039.0	79.6
21		5,423	31,073	28,739.0	78.7
22		5,255	30,543	29,127.0	79.8
23		5,131	29,779	28,063.0	76.9
24		5,082	30,011	27,254.0	74.7

表12-4 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績と推移 (単位：kL)

年度	区分	し尿	浄化槽汚泥	合計	日量
平成15		4,666.5	17,196.5	21,863.0	59.9
16		4,412.0	17,320.0	21,732.0	59.5
17	成田地区	4,146.0	16,747.0	20,893.0	57.2
	下総・大栄地区	2,055.0	7,011.0	9,066.0	24.8
18	成田地区	4,145.0	17,359.0	21,504.0	58.9
	下総・大栄地区	2,011.0	6,984.0	8,995.0	24.6
19	成田地区	3,759.0	16,482.0	20,241.0	55.4
	下総・大栄地区	1,733.0	6,916.0	8,649.0	23.7
20		5,543.0	23,496.0	29,039.0	79.6
21		5,169.0	23,570.0	28,739.0	78.7
22		4,983.0	24,144.0	29,127.0	79.8
23		3,853.0	24,210.0	28,063.0	76.9
24		3,423.0	23,831.0	27,254.0	74.7

表 12-5 合併処理浄化槽設置基数

(単位：基)

年度 区分	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
5 人槽	60	49	43	87	96	91	79	99	70	83
6 人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 人槽	52	28	17	49	25	38	46	39	31	32
8 人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 人槽	7	3	4	6	9	3	5	5	10	8
11～15 人槽	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0
16～20 人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
21～25 人槽	0	1	1	3	0	6	0	0	2	1
26～30 人槽	2	1	0	0	1	0	2	1	0	0
31～40 人槽	1	4	0	1	1	0	5	0	0	1
41～50 人槽	0	1	0	0	3	0	1	1	2	0
合 計	123	88	68	146	135	139	140	145	115	126

(3) ごみの収集量

平成 2 年度から家庭ごみの収集を市内全域委託収集とし、事業所ごみについては直接搬入、もしくは許可業者による収集としています。旧下総町、旧大栄町と合併した平成 17 年度と平成 24 年度で比較すると、家庭ごみは 3.9%減少し、事業所ごみは 12.5%減少しています。また、ごみの量全体では、7.5%の減少となっています。

表 12-6 ごみ収集方法別収集量・搬入量の推移

(単位：t)

年度 収集方法	平成 15		16		17				18			
					成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委 託	27,664.3	75.8	27,224.2	74.6	27,650.5	75.8	3,368.6	9.2	27,978.9	76.6	3,439.8	9.4
許 可	18,069.5	49.5	18,362.9	50.3	18,043.1	49.4	1,593.1	4.4	17,721.2	48.6	1,634.3	4.5
直接搬入	2,287.5	6.3	2,124.3	5.8	2,131.6	5.8	557.2	1.5	2,153.6	5.9	552.3	1.5
合 計	48,021.3	131.6	47,711.4	130.7	47,825.2	131.0	5,518.9	15.1	47,853.7	131.1	5,626.4	15.4

年度 収集方法	19				20				21			
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委 託	27,560.4	75.3	3,343.3	9.1	27,177.1	74.5	3,400.9	9.3	26,725.8	73.2	3,373.4	9.2
許 可	17,263.7	47.2	1,548.6	4.2	16,093.0	44.1	1,671.3	4.6	15,254.5	41.8	1,484.9	4.1
直接搬入	1,899.4	5.2	705.9	1.9	1,870.6	5.1	627.6	1.7	1,976.9	5.4	692.4	1.9
合 計	46,723.5	127.7	5,597.8	15.3	45,140.7	123.7	5,699.9	15.6	43,957.2	120.4	5,550.7	15.2

年度 収集方法	22				23				24	
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区			
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委 託	26,599.8	72.9	3,334.5	9.1	26,786.9	73.2	3,319.6	9.1	29,812.8	81.7
許 可	15,276.8	41.8	1,516.0	4.2	14,889.5	40.7	1,282.7	3.5	16,936.5	46.4
直接搬入	1,974.0	5.4	641.9	1.7	2,192.2	6.0	775.5	2.1	2,591.8	7.1
合 計	43,850.6	120.1	5,492.4	15.0	43,868.6	119.9	5,377.8	14.7	49,341.1	135.2

(4) 処理方法別処理量

収集されたごみは、そのほとんどが焼却（収集量の約 84％）されていたことから、再資源化を進めるため、平成 11 年度から、「ビニール・プラスチック類」の固形燃料化・ペレット化への取り組みを行っています。

平成 24 年 10 月の分別区分変更後は、容器包装リサイクル法の基準のもと、「容器包装プラスチック」及び「ペットボトル」の再生に取り組むほか、「紙類、衣類・布類」を民間再生事業者に売却するなど、資源化を推進しています。

いずみ清掃工場から排出される焼却灰残さは、これまでの埋め立て処分に変わり、平成 14 年 12 月からエコセメント化や溶融固化に処分方法を変更しました。

また、平成 24 年 10 月の成田富里いずみ清掃工場稼働後は、ごみは溶融され、スラグやメタルなどが排出されています。なお、成田クリーンパークは全ての埋立てを平成 19 年 3 月に終了しています。

更に、平成 20 年度からは廃食油を回収し再資源化しています。

表 12-7 ごみ処理方法別処理量の推移

(単位：t)

年度 処理方法	平成 15		16		17				18			
					成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・溶融	40,349	110.2	40,179	110.1	40,022	109.6	4,950	13.6	39,859	109.2	5,047	13.8
埋立	1,264	3.5	1,360	3.7	1,117	3.1	1,050	2.9	1,345	3.7	1,095	3.0
有価物回収	2,525	6.9	2,208	6.0	2,122	5.8	314	0.9	2,130	5.8	263	0.7
固形燃料化及びペレット化	3,344	9.2	3,417	9.4	3,783	10.4	—	—	3,960	10.8	—	—
エコセメント化等	5,185	14.2	4,922	13.5	5,187	14.2	—	—	5,001	13.7	—	—
廃食油回収	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資源物回収	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年度 処理方法	19				20				21			
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・溶融	39,307	107.4	5,062	13.8	37,570	102.9	5,235	14.3	36,479	99.9	5,080	13.9
埋立	1,240	3.4	1,099	3.0	1,297	3.6	1,126	3.1	1,084	3.0	1,030	2.8
有価物回収	2,037	5.6	221	0.6	1,958	5.4	151	0.4	2,010	5.5	212	0.6
固形燃料化及びペレット化	3,689	10.1	—	—	4,086	11.2	—	—	4,053	11.1	—	—
エコセメント化等	4,706	12.9	—	—	4,615	12.6	—	—	4,532	12.4	—	—
廃食油回収	—	—	—	—	1.4	—	0.3	—	1.9	—	0.5	—
資源物回収	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年度 処理方法	22				23				24	
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区			
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・溶融	36,399	99.7	5,079	13.9	36,379	99.4	5,015	13.7	40,995	112.3
埋立	1,647	4.5	953	2.6	2,265	6.2	1,055	2.9	914.4	2.5
有価物回収	1,956	5.4	178	0.5	1,947	5.3	462	1.3	2,430	6.7
固形燃料化及びペレット化	4,022	11.0	—	—	4,073	11.1	—	—	1842.1	5.0
エコセメント化等	4,019	11.0	—	—	3,501	9.6	—	—	—	—
廃食油回収	2.0	—	0.5	—	2.4	—	0.5	—	3.8	—
資源物回収	—	—	—	—	—	—	—	—	2,762.8	7.6

4. 今後の対策

県では、「一般廃棄物減量化・再資源ガイドライン」、「一般廃棄物減量化・再資源マニュアル」を策定し、市町村に対して具体的な方法を示しつつ、減量化・再資源化対策を推進しています。

市では、先見性をもって廃棄物減量化・再資源化を基本とした計画的な処理を推進することが重要となります。集団回収や事業者及び住民への啓発指導等を行い、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理の推進に努め、新たな最終処分場の設置を検討します。浄化槽については、合併処理浄化槽の設置の拡大を図ります。

なお、県ではごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の設置等に対し国庫及び県費補助を行い、施設の整備拡充を図っています。

(1) 一般廃棄物

ごみの排出量を抑制するため、家庭用ごみ減量器具の購入補助制度や、区、自治会や子ども会等を対象としたリサイクル運動を積極的に推進します。また、まだ使える木製家具や自転車の再生販売や、家庭系のごみ、事業系のごみそれぞれについて、資源物の分別を徹底するよう意識の高揚を図ります。また、ストックヤード等の中間処理施設の整備を図り、生活環境の保全に努めます。

(2) 産業廃棄物

都市化の進展、経済の発展と相まって産業廃棄物は複雑多様化し、量もますます増加しつつあります。このため千葉県と連携のもと、排出事業者に対しては発生量の抑制、減量化、再利用化の促進を、処理業者に対しては産業廃棄物の性状に応じた適正な処理・処分を指導しています。

一方、最終処分場の延命化、県外産業廃棄物の不法投棄等の防止を目的に、平成2年2月に「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が制定され、県外排出事業者に対して事前協議を義務づけ自己処理責任を明確にするとともに、適正処理の推進が図られています。

(3) 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄は、人目に付きにくい道路沿いや山林などで、早朝・夜間・休日等に多く発見されており、行政の監視だけでは限界があります。

そこで地元住民の方を不法投棄監視員に委嘱し、各地域をパトロールして、必要のある場合は市に通報してもらう「不法投棄監視員制度」を平成3年1月から、また、民間委託による夜間のパトロールを平成9年11月から実施しております。

さらに不法投棄が多い箇所には監視カメラを設置し、地区ごとに廃棄物不法投棄監視員設置地区看板を立てるとともに、随時パトロールを実施し、不法投棄を未然に防止するために監視の強化を図っていきます。

表 12-8 不法投棄回収件数

年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
件数	509	637	722	1,004	722	434	437	527	477	497

※ 平成 17 年度以降は合併後の数値。